

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第25号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料の種類	手数料の金額	手数料の種類	手数料の金額
略		略	
住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円	住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円
		通知カード再交付手数料	1件につき 500円
		個人番号カード再交付手数料	1件につき 800円
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。